学校番号（　１１３８　）
学校名　福岡市立　柏原小学校
校長名　古賀　真理子
（生徒指導担当者　中田　貴博　）

令和２年度　柏原小学校いじめ防止基本方針

いじめ防止等のための取組に係る達成目標

各月の校内いじめ防止対策委員会において，児童の様子についての共通理解を図る。また，６月に児童の教育相談週間を実施する。 ８月に１学期に実施したQ-Uアンケートの事例検討会。いじめの早期発見に係る取り組み内容の改善を行う。３月に校内いじめ防止対策委員会の取り組みの反省，次年度のいじめ防止基本方針の検討を行う。

１　いじめ防止等に対する基本姿勢

「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識のもと，「どの学校でも，どの学級でも，どの子にも起こり得るものである。」「いじめは起きている。」「いじめはある。」という強い危機意識のもと，児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように，「柏原小学校いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止のための基本姿勢として，以下の３つのポイントをあげる。

（１）いじめの未然防止及び早期発見・早期対応の計画的な取組の推進
（２）本基本方針に基づく取組の適切な評価と検証・改善
（３）関係機関との連携を図る組織的な取組の実行と発信

＜柏原小学校　いじめゼロ宣言＞

・いじめにつながる言動を「しません・させません・ゆるしません」 ・一人ひとりのよさを認め合い　互いに尊重しあいます ・メールでは　自分の言葉に責任を持ち　人の心を　大切にします・

２　いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

（１）　いじめを生まない教育活動の推進

○　学校におけるいじめを生まない独自の取組の実施を一層促進する。
○　児童の仲間意識を高め，「絆」を強くするために，教職員が協同的な活動とその「場づくり」を積極的に行う。
○　児童が安心できる，自己存在感や充実感を感じられる「居場所づくり」を行う。
○　日常の観察やアンケート等により，結果分析と改善策について共通理解を図りながら，課題や実態に応じた支援を協働で行う。
○　「校内いじめ等防止対策委員会」を月１回程度開催する。いじめの問題等への組織的指導体制の整備等の取組を推進する。
○　児童生徒が主体となって，いじめがおこらない学級や学校をつくるという発想に立ち，いじめの未然防止の取組を進めていく「いじめゼロプロジェクト」を実施する。

（２）地域・家庭，関係機関との積極的連携

○　保護者，地域住民，児童相談所その他の関係者との連携を図り，学校サポーター会議，民生委員との懇話会等を活用する。

３　いじめの早期発見・即対応（いじめの兆候を見逃さない取組等）

（１）　いじめに関する早期発見のための措置や相談体制の整備，被害児童の権利等を擁護する。

（２）　いじめの問題に対する学校の取組の充実のため，「いじめ対応マニュアル」（市教委作成）及び「いじめの早期発見・早期対応の手引」（県教委作成）の活用の一層の徹底を図る。

（３）　いじめに関する早期発見のための措置や相談体制を整備する。

４　いじめに対する措置（ネット上のいじめ，加害児童生徒への対応も含む）

（１）　直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し，組織的に対応する。

（２）　状況や対応の経緯等について，客観的な事実確認を行い，その結果を速やかに教育委員会に報告する。

（３）　教育相談課等と連携し，被害児童をはじめ，被害児童の保護者や加害児童・保護者等へのカウンセリング等の心のケアを行う。

（４）　小学校における出席停止制度等の適切な運用及び毅然とした組織的指導の徹底を図り，いじめを行った児童への指導の徹底及び再発防止の徹底を推進する。

（５）　学校だけでは対応が困難な事案に対して，教育委員会の支援チームの活用を行い，いじめの問題の早期解決に努める。

（６）　被害児童の権利・利益を擁護するための配慮として，区域外通学や別室指導等柔軟な対応に努める。

（７）　インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たることを理解させる取組を行い，児童生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。

（８）　加害児童生徒に対しては，人格の成長を旨として，教育的配慮の下，毅然とした態度で指導するとともに，加害児童生徒が抱える問題の解決を図る。

５　重大事態への対処（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては，教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえ，早期に警察に相談・通報し，警察と連携した対応を取る。

６　いじめ防止のための職員研修

（１）　教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため，教育委員会と連携し，学校基本方針の共通理解，いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。

（２）　「いじめ対応マニュアル」，教職員向けリーフレット「いじめゼロに向けて」や「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用し，自らの対応を振り返るよう教職員への指導の徹底を図る。

（３）　いじめを未然に防止するために，Q-Uアンケートの分析・活用のための校内研修を実施する。

（４）　Q-Uアンケート実施後，事例検討会において，情報を組織的に共有し，支援方針を明確にする。

（５）　ネット上のいじめに関する校内研修を実施する。

７　その他（各取組のＰＤＣＡサイクル等について）

（１）　学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては，方針を検討する段階から保護者，地域住民，関係機関等の参画を得た学校いじめ防止基本方針になるようにし，また，児童生徒の意見を取り入れるなど，いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるようにする。

（２）　学校基本方針は，学校のホームページや学校通信等で広く周知を図るとともに，その内容を，必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒，保護者，関係機関等に説明する。

（３）　学校基本方針に基づき，取組が適切に機能しているかを学校いじめ防止対策委員会を中心に点検し，必要に応じて見直しを行う。

８　いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法 第 22 条関係）

（１）組織の名称・役割

〇名称

柏原小学校いじめ防止対策委員会

〇役割

・　基本方針に基づく取組の推進や年間計画の作成・実行・検証・修正

・　いじめの相談・通報の窓口

・　いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有

・　学校における，いじめであるかどうかの判断

・　関係のある児童への事実関係の聴取，組織的な指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等

（２）組織の構成

【学校】校長，教頭，教務主任，生活指導担当，養護教諭，該当学年教諭など

【ＰＴＡ】会長，副会長など

【地域】自治協議会会長，柏原公民館館長，青少年育成連絡協議会会長，　主任児童委員，民生委員, スクールサポーター，スクールカウンセラー（ＳＣ），スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）

９　重大事態発生時の調査機関（いじめ防止対策推進法 第 28 条関係）

（１）組織の名称と役割

〇　名称

柏原小学校いじめ防止対策委員会

〇　役割

・重大事態の発生について教育委員会への報告

・重大事態に係る事実関係の調査

・調査結果を教育委員会に報告

・調査結果について関係児童及び保護者への情報提供

（２）組織の構成員

【学校】校長，教頭，教務主任，生活指導担当，養護教諭，該当学年教諭など

【ＰＴＡ】会長，副会長など

【地域】自治協議会会長，柏原小公民館館長，青少年育成連絡協議会会長，主任児童委員，民生委員など

【専門的な知識を有する者】柏原中ブロック SC，スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）【心理・福祉の専門家】，スクールサポーターなど

10　いじめ防止等の各取組の年間計画（Ｐ・Ｄ・Ｃ・Ａを記入）

月	児童生徒等への取組 及び児童生徒の活動		職員研修等		チェック
４	生活指導方案　確認 生活アンケート（記名）	PD D	いじめ防止基本方針作成提出 家庭訪問	P D	
５	児童会による取組 Q-U アンケート(456 年)	PD D	校内いじめ防止対策委員会	D	
６	児童会による取組 「いじめゼロ取組月間」 生活アンケート（無記名） 教育相談週間（児童）	D D D	校内いじめ防止対策委員会 地域懇談会	D D	
７			柏原小いじめ防止対策委員会 学校サポーター会議 教育相談	CA D C	
８	いじめゼロサミット 2019 参加	D	夏季研修（Q-U 事例検討会） 夏季研修（いじめの早期発見） ・1 学期の取組の反省 校内いじめ防止対策委員会	C D C AP	
９	児童会による取組 PTA との合同研修会 生活アンケート（記名）	D CA D	校内いじめ防止対策委員会	D	
１０	生活アンケート（無記名）	D	校内いじめ防止対策委員会	D	
１１	児童会による取組 「いじめゼロプロジェクト」 生活アンケート（無記名）	CA D	校内いじめ防止対策委員会	D	
１２			柏原小いじめ防止対策委員会 ・学期の取組の反省 ・学期の取組の確認 学校サポーター会議 教育相談	 C A C D	
１	児童会による取組 生活アンケート（記名）	CA D	校内いじめ防止対策委員会	D	
２	生活アンケート（無記名）	D	柏原小いじめ防止対策委員会 学校サポーター会議 教育相談	D C D	
３	生徒指導方案　確認	P	校内いじめ防止対策委員会 ・年間の取組の反省 ・年度の取組の確認	C CA A	